

## 令和6年度の主な事業予定について

### ① 空家等実態調査の実施

4月～2月に職員による空家等現地調査を実施します。

調査内容は、昨年度確認した空家の経年劣化による変化及び新規空家の現況確認を中心とします。調査方法は外観目視によるもので、必要に応じて近隣住民の方への状況確認等を実施し、3月に集計作業を行います。

### ② 相続の啓発に関するチラシの送付（添付資料参照）

4月発送の令和6年度固定資産税納税通知書に相続登記の啓発パンフレットを同封しました。

（送付件数：約4万通）

### ③ 岐阜県宅地建物取引業協会および全日本不動産協会による不動産取引・空家等相談会

不動産取引や空家に関する相談会を月1回予定しており、広報かに、回覧文書、市ホームページ等にて告知して実施します（開催場所は市役所）。

### ④ 空家所有者等と地域における利用意向とのマッチング

4月に自治連合会長及び自治会長に対し、文書で空家等の利用意向に関する情報提供を依頼しました。各地域の空家を、集会の場や高齢者の寄り合いの場など公益的に活用したいという要望があった場合、その空家の所有者に対し、利用意向を伝えるとともに、利用可能性について確認し、空家の有効活用に繋げるような取り組みを進めています。

### ⑤ 特定空家等および管理不全空家等の判断基準の設定

空家等対策の推進に関する特別措置法が昨年12月に改正され、第13条にて将来特定空家になりそうな状態の空家を「管理不全空家等」とすると規定されました。それに伴い国のガイドラインに基づき、「管理不全空家等」の具体的な判断基準を設定します。併せて、「特定空家等」の判断基準も改訂します。

### ⑥ 除却に関する助成

活用が困難な空家等に対して除却を促進する助成支援を継続します。

### ⑦ 次期可児市空家等対策計画の策定作業

現在の空家等対策計画が令和6年度までとなっているため、次期可児市空家等対策計画（令和7～10年）の施行に向け、今年度3回実施する予定の可児市空家等対策協議会にて計画内容を協議します。